

檀原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月10日（金）午後2時00分から午後2時45分

2. 開催場所 リサイクル館かしはら 1階会議室

3. 出席委員（13名）

1番	安田 宗義（副会長）	3番	北吉 温能
4番	林田 至玄	5番	吉川 作衛
6番	上田 逸朗（会長）	7番	吉田 昌功
8番	中川 眞一	9番	堀田 雅三
10番	森川 千鶴子	11番	岡本 和久
12番	石井 三智子	13番	森田 尚子
14番	谷口 敏彦		

4. 欠席委員（1名） 2番 坂口 洋

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件

第3 第2号議案 農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件

第4 第3号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件

第5 第4号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）
に関する件

第6 報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件

第7 報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件

第8 報告3 農地法第18条第6項の通知に関する件

その他 農地中間管理事業に係る農用地賃貸借契約の解除に関する件

相続税の納税猶予に係る適格者証明願いに関する件

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件

令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について

6. 会議の概要

事務局

ただ今より、令和8年4月総会を開催いたします。
では、はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

上田会長 挨拶

議長

委員の皆様方には、お忙しいところご苦勞さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は13名であり、法定数に達しておりますので、これより令和8年4月の総会を開会いたします。

なお、2番 坂口洋委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。
それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

事務局 議案書の議事日程を朗読

議長

これより日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名については、12番 石井三智子委員並びに13番 森田尚子委員を指名いたします。お二方、よろしく申し上げます。

議長

日程第2、第1号議案、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は10件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等につきましては、現地調査の結果を踏まえ、ご説明をお願いいたします。

1番は贈与、2番から10番は、売買による所有権移転許可申請です。

事務局からは以上でございます。

議長

第1号議案の案件は、小委員会にかかっておりません。

まず、1番の調査の結果説明を地区担当農業委員の石井委員さんからお願いします。

石井委員

1番、石川町***の田、496㎡は、市立畝傍中学校から北西約100mに位置し、**町の** **氏、同居の父である** **氏から、贈与により譲り受けられるものです。

譲受人は、以前から家族で耕作されており、耕作能力もあることから適当であると思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に2番及び3番の調査の結果説明を、地区担当農業委員の中川委員さんから、まとめてお願いします。

中川委員

2番、一町***の田、1,271㎡外1筆は、市立新沢小学校から北西約800mに位置し、**町の** **氏、**市の** **氏から、売買により譲り受けられるものです。

3番、観音寺町***の田、1,309㎡は、京奈和自動車道御所インターから北約700mに位置し、2番と同じ** **氏、**町の** **氏から、売買により譲り受けられるものです。

譲受人は、農業経営を拡大していく意欲のある青年層の農業従事者です。農作業歴があり、農機具も所有していることから、耕作能力があり、適当であると思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

次に4番から10番の調査の結果説明を、地区担当農業委員の吉田委員さんから、まとめてお願いします。

吉田委員

4番、川西町***の田、885㎡は、市立光陽中学校から南西約700mに位置し、**町の** **氏、**市の** **氏外1名から、売買により譲り受けられるものです。

譲受人は、農作業歴があり、農機具も確保していることから、耕作能力があり、適当であると思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

5番、古川町***の田、1,372㎡は、市立光陽中学校から北約100mに位置し、**町の

** **氏が、**町の** **氏から、売買により譲り受けられるものです。譲受人は、隣接農地の所有者で、農作業歴があり、農機具も所有していることから、耕作能力があり、適当であると思われます。

6番、古川町***の田、148㎡、7番、古川町***の田、373㎡、8番、古川町***の田、379㎡は、市立光陽中学校から北約200mに位置するひとまとまりの農地で、**町の** **氏が、**町の** **氏、** **氏、** **氏から売買により譲り受けられるものです。譲受人は、農作業歴があり、農機具も所有していることから、耕作能力があり、適当であると思われます。

9番、雲梯町***の田、1,051㎡は、市立金橋小学校から北東約350mに位置し、**町の** **氏が、**町の** **氏から、売買により譲り受けられるものです。

10番、雲梯町***の田、1,049㎡は、市立金橋小学校から北西約200mに位置し、9番と同じ** **氏が、**町の** **氏から、売買により譲り受けられるものです。

譲受人は、農作業歴があり、農機具も確保していることから、耕作能力があり、適当であると思われます。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で、第1号議案、1番から10番の説明が終わりました。耕作能力のある人が譲り受けられる多数の売買が発生しています。これに対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。第1号議案1番から10番の、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第1号議案の1番から10番は許可と決定いたしました。

議長

日程第3、第2号議案、農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件は1件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、現地調査の結果を踏まえ、ご説明をお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議長

第2号議案も、小委員会にかかっておりません。

調査の結果説明は、地区担当農業委員の坂口委員さんが欠席されていますので、事務局からお願いします。

事務局

1番、小槻町***の田、1,312㎡外1筆は、市立真菅北小学校から西約800mに位置し、**町の** **氏、祖父である**町の** **氏から、使用貸借により、農地を借り受けるもので、夫及び両親と協力して、祖父から農業経営を継承する意向です。

** **氏は新規就農者に当たりますが、現地は作付及び作付準備がされており、以前から家族で耕作されてきた経験もありますので、耕作能力があり、適当であると思われま。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

以上で、第2号議案、1番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

—意見なし—

議長

意見なしとの声が上がっておりますので、採決いたします。

第2号議案1番の農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員の賛成によって、第2号議案の1番は許可と決定いたしました。

議長

日程第4、第3号議案、農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条農地転用許可申請に関する件は1議案2件です。

1番は、売買による所有権移転により、青空資材置場として転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は、10ha以上の規模の農地の区域にある第1種農地ですが、譲受法人の代表者が周辺居住者であり、業務上必要な施設であって、集落に接続して設置される例外事項に該当し、転用可能と考えます。

2番は、売買による所有権移転により、青空資材置場として転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する区域であって、その規模がおおむね10ha未満の第2種農地に該当し転用可能と考えます。

事務局からは以上でございます。

議長

第3号議案は、小委員会にかかっております。まず1番の現地調査の結果説明を、地区担当農業委員の林田委員さんからご説明願います。

林田委員

1番、太田市町***の田、1,792㎡は、かしはら安心パークから西約200mに位置し、*
*町の株式会社***が、**郡**町の** **氏から売買により所有権移転し、青空資
材置場として転用するため申請されたものです。

譲受人は、これまで太田市町と東竹田町の土地を資材置場として借りていましたが、返却
することとなったため、申請地を転用して移転しようとするものです。

申請地は、近年は不作付地となっていた土地です。譲受人代表者の自宅から近い管理
がしやすく、利便性が良いことから選定されました。雨水排水については、放流先である十
市町の同意も得ており、転用による周辺農地への影響はありません。なお、代表者は**町
に住んでおられます。ご審議のほど、よろしく願います。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、安田副会長から願います。

安田副会長

審査では、主に、用排水路の管理について確認を行いました。

申請地は、近年耕作されていなかった土地でありますので、前面の水路は泥上げがされていない状況です。周辺には農地が広がっており、水路は用水路として活用すべきですので、必ず年に1回は泥上げをするように、また、近隣からクレーム等が発生しないよう注意して事業を行うように指導を行いました。

申請地の選定等については、先ほどの林田委員さんからのご説明のとおり適切かと思しますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、2番の現地調査の結果説明を、地区担当農業委員の中川委員さんからお願いします。

中川委員

2番、一町***の田、386㎡は、市立新沢小学校から西約500mに位置し、**町の株式会社***が、**町の** **氏から売買により所有権移転し、青空資材置場として転用するため申請されたものです。

譲受人は、申請地の南側近接地に本社を有する建設業者で、事業拡大に伴い、不足している資材置場として利用する計画です。

申請地は、以前から果樹等が植えられた状態で利用されていたため、転用による周辺農地への支障はないと思われれます。現地調査の時には、果樹等は撤去されていました。また、北側乗り入れ口付近にブロック等が積まれていて、水路が塞がれている状況でした。現地調査の結果は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、小委員会委員の吉川委員さんからお願いします。

吉川委員

審査では、主に、北側前面の水路について確認を行いました。

事業計画では、進入路は南側通路のみとされていますが、中川委員さんからのご説明のとおり、北側乗り入れ口付近にはブロックが積み、実際の進入路のように見受けられますので、それらの撤去を指導しました。

また、水路にもブロックや土砂等が堆積し、水路を塞いでいることについても、水路として利用できるよう堆積物の除去を指導しました。

この付近の用水路の流れが非常に複雑なために、地元水利組合等と相談して、周辺に迷惑がかからないように事業を行うようにも助言をいたしました。

なお、転用による周辺農地への支障はなく、申請地の選定等についても適切かと思っておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で第3号議案、1番及び2番の説明を終わります。

ただ今の説明に対しまして、ご質問・ご意見等はないでしょうか。

特に、この2件につきましては水路の関係が吟味されていまして、問題はなかろうかと思っております。いかがでしょうか。

—意見なし—

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第3号議案、1番及び2番の農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員であります。よって、第3号議案、1番及び2番は、許可相当として、県知事に意見を進達します。

議長

日程第5、第4号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案・権利設定に関する件を議題といたします。

本案件は、吉田委員さんが当事者である案件を含みますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当該事案の審議開始から終了まで、吉田委員には退席いただくこととします。吉田委員さん、退席してください。

【吉田委員 退席】

議長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件は、7件です。

1番の雲梯町***の田、727㎡は、**町の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介して、**町の** **氏に使用貸借権を新規に設定する計画案で、存続期間は令和18年5月31日までです。

以下、2番及び4番から7番は使用貸借、3番は賃貸借で、出し手と受け手、存続期間はそれぞれ記載のとおりです。なお、継続による権利設定は5番のみで、その他は全て新規の権利設定でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で、第4号議案についての説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

意見なしとの声も上がっておりますので採決いたします。

第4号議案、農用地利用集積等促進計画案・権利設定について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第4号議案について、原案のとおり承認し、市長へ回答することに決定いたします。吉田委員、席へお戻りください。

【吉田委員 着席】

議長

日程第6、報告1、農地法第4条農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告 1、農地法第 4 条農地転用届出に関する件の報告は 1 件です。

1 番、久米町***の畑、221 m²は、近鉄樫原神宮前駅から北約 200m に位置し、**町の** **氏**氏が、経営する賃貸アパートの青空駐車場として転用したいと届け出られたもので、隣接する農地はございません。届出日は令和 8 年 3 月 25 日です。事務局からは以上でございます。

議長

以上で報告 1 の説明は終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思っております。いかがですか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

日程第 7、報告 2、農地法第 5 条農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告 2、農地法第 5 条農地転用届出に関する件の報告は 3 件です。

1 番、木原町***の畑、52 m²外 1 筆は、市立耳成南小学校から南西約 200m に位置し、**市の株式会社***が、**町の** **氏**氏から売買により譲り受け、一戸建専用住宅及び青空資材置場として転用したいと届け出られたもので、隣接する農地はございません。届出日は令和 8 年 2 月 27 日でございます。

以下、2 番及び 3 番は、それぞれ記載のとおりでございますので、ご高覧ください。

事務局からは以上でございます。

議長

以上で報告 2 の説明が終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思っております。いかがですか。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、報告のとおりとします。

議長

日程第8、報告3、農地法第18条第6項の通知に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項、農地の賃貸借の合意解約に係る通知に関する件の報告は、1件です。1番、豊田町***の畑、376㎡の内136㎡は、賃借人である**町の** **氏と、賃貸人である**町の** **氏とが合意解約されたもので、通知日は令和8年3月16日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告3の説明が終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、報告のとおりとします。

議長

次に、その他の案件、農地中間管理事業に係る農用地賃貸借契約の解除に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地賃貸借契約の解除に関する件の報告は1件です。
1番、一町***の田、1,917㎡は、なら担い手農地サポートセンターと、貸人**区の** **氏との賃貸借契約が、令和8年3月6日付けで解除されました。
事務局からは以上でございます。

議長

ただ今の事務局の報告にご質問・ご意見はないでしょうか。

—意見なし—

議長

ご意見がないようですので、報告のとおりとします。

議長

次に、その他の案件、相続税の納税猶予に係る適格者証明願いに関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

相続税の納税猶予に係る適格者証明願いに関する件は1件です。

1番は、田中町***の田、1,110 m²外1筆について、相続人で子である** **氏が、被相続人の**町の** **氏の死去により相続されたことから、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの申請がありました。適用農地はいずれも耕作されており、地区担当推進委員の西田委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。事務局からは以上でございます。

議長

ただ今の事務局の説明にご質問・ご意見はございませんか。

—意見なし—

議長

ご意見がないようですので、承認することにいたします。

議長

次に、その他の案件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件は1件です。

1番は、大軽町***の田、392㎡外3筆で、耕作者である**町の** **氏が、病気により耕作を継続することが不可能なため、生産緑地法第10条に基づき買取り申出をされるものです。地区担当推進委員の西田委員さんから適当である旨のご報告をいただいております。事務局からは以上でございます。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、ご質問・ご意見がありましたらいただきたいと思っております。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、承認することにいたします。

議長

次に、その他の案件、令和8年度最適化活動の目標の設定等・案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

令和8年度の最適化活動の目標設定等・案についてご説明します。

資料をご覧ください。国からのガイドラインにより、毎年この時期に、目標を設定して県にあげていくという形になっております。事前にロゴフォーム等で送らせていただきましたが、主立った内容について説明をさせていただきます。

まず、Ⅰ農業委員会の状況の2番（農家・農地等の概要）の認定農業者44名は、檀原市内在住の方だけではなくて、例えば、大和高田市在住の方が大和高田市と檀原市の両方で認定を取られているような場合も人数に含んでいますので、実際の檀原市民の認定農業者は、25名程度となっております。目標の面積は、認定農業者等の経営体の人数に基づいて、この方々が集積する面積を目標面積とさせてもらうこととなります。檀原市は兼業農家さんが多いですので、その方々の面積は含まれません。資料に記載の面積は、担い手さんの集積面積となっております。

次に、Ⅱ最適化活動の目標をご覧ください。1最適化活動の成果目標（1）農地の集積について、管内の農地面積は845ha、昨年度までの集積面積は119haですので、集積率は全体の14%となっておりますが、全体の14%しか耕作されていないわけではありません。このほか

に、担い手さんに含まれない方々の耕作面積はありますけれども、最適化活動の集積率の実績は14%ということです。

令和15年度の集積目標は、県から、34%というかなり高い率を求められています。目標を達成するには、毎年10haずつくらい集積していかないといけないんですけれども、なかなか難しいと思っています。

次に(2)遊休農地の解消についてです。毎年みなさんにパトロールをしていただいている中で、直近の令和7年度の利用状況調査により判明した1号遊休農地(耕作放棄地)の面積は全部で約14haです。このうち緑区分は、草刈りをしたら再生できるであろう農地で、黄色区分は基盤整備が必要な、伐根やユンボを入れないと難しい農地で、これらの合計が14haです。

(3)新規参入の促進は、令和5年度、6年度の認定新規就農者はなかったんですけども、7年度は、イチゴ農家さんや、最近では野菜農家さんや米農家さんも入ってきています。昨年や一昨年の米価格の上昇も影響があると思いますが、20代や30代の方も参入しています。実は私、農業委員さんの担当地区で空いている農地はないか、直接話をさせていただきました。農地は正直なところたくさん余っていますが、活用されつつもあります。事務局で昨年の12月から3月までに相談のあった案件で、不作付地や耕作放棄地だった農地のマッチングが約5haあり、担い手さんや担い手以外の方にも引き継がれています。今年度も相談を何件か受けていまして、前述のイチゴはもちろん、野菜や米もございまして、また、情報提供を求めさせていただくことがあるかもしれません。事務局だけではなかなか難しいところもありますので、ご協力をよろしくお願いします。その他は記載のとおりです。説明は以上です。

議長

令和8年度の最適化活動の目標は、昨年と大きく変わっている項目はありますか。

事務局

令和7年度の新規参入が3件あり、増えたことです。その他特に大きな変化はありません。

議長

目標は高く見積もってもいけないだろうし、低く見積もってもいけません。米の値段が高くなれば、耕作地を増やしてくれる担い手も出てくるでしょう。質問はございませんか。

－質問なし－

議長

それでは、ただいまの事務局の説明にご意見がないようでございますので、令和8年度最適化活動の目標の設定等は、原案のとおりといたしたいと思いますので「案」の文字を削除してください。

議長

以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。

委員各位には、慎重なご審議ありがとうございました。

これをもって、4月の農業委員会総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。